

「いかにして会社法のおもしろさを伝えるか」

第3回教育褒賞を受賞して

新潟大学実務法学研究科 山田 剛志

How could I convey the meaning and pleasure of learning Corporation Law to students?

Tsuyoshi Yamada (Faculty of Law)

As the 2005 3rd recipient of the award for good teaching, I herein report how things go in my class of Corporation Law course. This article, however, is not an academic paper, but an essay of my way of teaching.

In view of the indifference of a given teacher to educating skills of others, I first emphasize "the influence of Socrates' methods in American law school. As a good example of such course is from the Corporation course from Columbia Law school in the U.S. This experience affected my lecture very much. The lecture which the students would participate eagerly is an ideal goal for me, where every students were excited to have the lecture. The most important point, I believe, is How I could convey the meaning and pleasure of learning Corporation Law to students, not the technic itself.

(キーワード：ソクラテスメソッド、双方向の講義)

(目次)

はじめに

- 1、ロースクールでの原体験
- 2、講義でのモットー
- 3、双方向の講義を目指して ～まとめにかえて

はじめに

今回第3回新潟大学教育褒賞を頂いたが、非常の光栄であると同時に、私ごとき若輩にこのような栄えある賞を頂き大変恐縮している。また私の専門は、商法・金融法であり教育学に関する分野では全く素人であるので、本稿は論文ではなく、私の講義の紹介もしくは随想の類であることを最初にお詫びしたい。

大学での講義、特に教養講義では、専門外の学生が会社法を学ぶことになる。昨年は全部で9学部の学生が私の講義を聴いた。もちろん積極的に会社法(企業法)の講義を受けたいと思ってくる学生もいれば、楽に単位を取りたい一心で来る学生も残念ながら、いる。最も困るのは、1度も出席せず、厳しいという評判も知らずに試験だけ受ける学生である。その様な中で緊張感を持たせながら、楽しく講義を進めるのはかなり困難なことである。つまり大教室の講義では、上記のような種々の目的を持った学生を以下に満足させるか、が我々教員の腕の見せ所である。

一方で学生の側にも大学の講義に対する不満は多い。具体的には、学生の大学での大教室における講義に対

する不満は*1、

- 1) 教員は話をするロボットのごとく、一方的に授業をしている
- 2) 学生も悪い。受動的な態度であり、私語などの行為が目立つ
- 3) 内容が身近でなく、つまらない
- 4) 授業に教員の熱意を感じない。教員は研究のことしか考えていないのではないかと

私の講義に限らず大学教員は、まさにこのような声との戦いであろう。そこでいろいろ考えた結果が、今回教育褒賞を頂いた講義につながるが、先に大教室での双方向の講義という点で、私がヒントを得たアメリカでの講義を先に説明したい。

1、ロースクールでの原体験

本学で行われる講義の多くは、大教室でのものなので、双方向の講義をするのは難しい。しかし私が2000年にアメリカ・コロンビア大学ロースクールへ留学していた際、伝統的なソクラテスメソッドを使った講義方法を体験し、新潟大学でもそのような講義を行いたいと思ったのが、今回褒賞を受賞した講義の原型である。そこで、本節では私が聴講したミルハウプト教

*1 渡辺勇一「授業改善の最大公約数を求めて 新潟大学第一回教育褒賞授賞者論文」より抜粋
(<http://www.asahi-net.or.jp/~yp3y-wtnb/hosyo.htm>)

授の講義方法を紹介したい。

ミルハウプト教授の授業は、ロースクールの伝統的なソクラテスメソッドを使う。彼の方法は、あらかじめ場所を2つに分け、火曜日は右半分、木曜日は左半分の座席からアットランダムに学生を指名する。200名以上のクラスにも拘わらず、シーティングチャート(座席表)を使って、親しみ(?)を込めて学生を指名する。ミルハウプト教授は、その日のアサインメント(宿題:教科書何頁から何頁まで)を指定して、あらかじめ読んできたものとして講義を進める。おもむろにシーティングチャートを眺めて、「はいそれでは115頁の～事件について、なぜ被告は株式買い取りを請求したのですか。ミズ・マウアー」という調子である。指名された学生は、10分ほど教授の質問に答えるが、もし答えに詰まると(というより自分が発言したいと)、他の学生が助け船を出す。外国人にとっては、アサインメントを流し読みした程度では、この講義はほとんど理解できない。教授はその点は理解していて、シーティングチャートに留学生(LLM)であることを記載すれば、指名しないという、人間味あふれる一面(?)も有している。

出席学生はその間質問があれば、いつでも手を挙げて質問する。ミルハウプト教授は、そのそれぞれに「yes, sir」「yes, ma'am」といって、ほとんど全てに答える。教える立場のものとして、非常にFairな態度である。しかもほとんど時間内に、予定した内容が終わる。一方的な講義ではなく、200名以上の学生が授業に積極的に参加する。これがまさにソクラテスメソッドである。ただしミルハウプト教授は、事案の基本的な概説などは、全ての学生が知っているという前提で話すので、ほとんど説明しない。外国人にとっては話が飛んで、今何を話しているのか分からず、非常に辛い。質問がないと、すぐに先に進んでしまう。200名以上の学生がいる中で、基本的な質問もできない。よく聞いてみるとアメリカ人でも全く意味のない質問をしているのも多いが、この辺が日本人である悲しさである。日本人の友人のAさんは「授業に出て意味があるんでしょうか」といっていた。その後Aさんは、会社法の試験を受けたところ、良い成績だった。その途端に「ミルハウプト教授は今まで以上に、大好きになりました。しかし自分の専門の専門の証拠法の先生は、悪い成績だったので顔も見たくないです」。

余談だが、学生は会社法を非常に楽しんでいて、200名以上もいれば、いろいろな学生がいる。必ずいるのが、出席しながら食事している学生。私から2列前の黒人女子学生は、必ずフルコース(?)の食事をとる。ある日その女性は、コーヒーとパンを食べ、その後にリンゴとヨーグルトを食べていた。私はそっちが気になって、授業に集中できなかった。しかも食事が終わるやいなや、授業終了まで20分以上あるのに、さっさと荷物をまとめて、帰っていった。私は呆気に

とられて、見ていた。やはり世界は広い。NYには、日本では想像も付かないような学生がいた。これから見たら新潟大学の学生は、よっぽどまじめだ、と私は妙なところで感心した。

少し話がそれたが、このような講義を見て、さらに自分なりに改良した上で、大教室での双方向を講義をしたいと思ったのが、そもそものきっかけである。

2、講義でのモットー

上記のようなきっかけを経て、私は留学後講義を改良していったが、これまでの体験と併せて、現在のかたちの講義になっていった。そこでその特徴を、以下教育褒賞の時に受けたアンケートに従い、説明したい。

①授業方法に関連して、特に意識して実施している改善点の概要。

- 1、予習のしやすさ(予め予習の頁を指定)
- 2、復習・勉強の仕方
- 3、具体的な会社のイメージを持たせる(ライブドア事件などを説明する)

②授業改善を行うに至った経緯と目的。どのような認識に立って改善を行ったのか。

- 1、学生に会社というものを以下にしてイメージさせるか。法律学の特徴を以下に理解させるか。
- 2、内容的にも、十分満足させられるような講義をすること。法律のおもしろさを理解させること。奇をてらわない。内容はオーソドックスだがレベルを下げない。
- 3、やり方の工夫・・・穴埋め式レジュメ、教科書の指摘、図の多様。プリントの利用
一回一講座制。問題演習の時間を設ける。
× パワーポイント
- 4、一本調子にならない。手を挙げさせ、意見を聞く。1回は息抜き。

③授業改善の具体的な成果。改善効果を示す具体的指標は何か。

- 1、内容に関する質問が来る
- 2、出席数(特に居眠りする学生が何人いるか)

④授業改善に関しての意見

- 1、これまでのアンケート(極端な意見や個人の要望は、聞く必要はないが、一定数以上の学生のニーズになるものは聞く必要があろう。)

2、教室・人数・設備

以下実際に審査委員の先生方が参加された際のレジュメを以下に掲げ、具体的に説明をしたい。

(レジュメ例：毎回B4見開き1枚に納める。多すぎても学生は見ない)

教科書pp.118-131, 141-145 (予習)

2005年度会社法・企業法 I 第11講

第11講 監査役・会計監査

2005年7月15日

山田剛志

(講義概要) ←最初に今日の全体の講義予定を話す

- 1、会社の規模と監査役
- 2、監査役と監査委員会の職務権限
- 3、大会社小会社の特例
 - (1) 会計監査と監査役会
 - (2) 小会社の特例

(講義)

1、会社の規模と監査役

(1) 監査役の必要性・・・最高機関たる株主総会は取締役の選任及び解任、決算の承認などを使って、取締役を監督し、同時に取締役会も代表取締役を監督できるが、それだけでは不十分である。そこで、常設の取締役の監視機関が設置された(商法274条)。

(A 穴埋め)・・・各自機関を構成し、単独で職務権限を有する。

(2) 選任・終任・・・員数は1名以上。株主総会が選任(通常決議：商法239条1項)。任期は3年内で、辞任はいつでも出来るが、解任する場合には、特別決議が必要である(商法343条)。

(横滑り監査役・弁護士)

(実際の監査役)・・・3流重役(実例を話す)

2、職務権限

(1) 会社の規模による分類。

大会社・・・資本の額が5億円以上または負債の合計金額が200億円以上(商特2条)

中会社・・・それ以外の会社

小会社・・・資本の額が1億円以下(商法特例法22条)

(監査役の権限)

- ①大会社・・・書き込み
- ②中会社
- ③小会社

(2) 監査権限・・・取締役の職務執行に関し、

(B 穴埋め)

調査して(権限有り：商274条2項)、報告義務がある。

(監査役は取締役の職務行為の違法性監査(法令定款違反)の他に妥当性監査をする権限を有するか)

A説(否定・多数説)・・・適法性監査のみ。取締役会には参加できても議決権無し。不当な困難を強いる。取締役会の議決権はない

B1説(肯定説)・・・妥当性一般についても監視義務を負う

B2説(肯定説)・・・行為の不当性が著しい場合には、妥当性に関しても責任を負う。

→ここで学生から意見を聞く

(3) 監査役と監査委員会の職務権限(概念図)

図示

①監査委員会とは何か・・・社外取締役からなる監視機関

②監査役との比較

→監査委員会(社外取締役)には、妥当性監査権は今のところ無い。

→合議体であり、独人性の監査役より権限は後退している。

(C穴埋め)構築義務

(4) 責任・・・監査役がその任務を怠ったときは会社に対し連帯して、損害賠償責任を負う(商法277条)

第三者に対しても職務を行うにつき悪意または重大な過失あったときは、損害賠償の責任を負う(商280条1項→266条の3)。

3、大会社の特例

(1) 監査役会・・・大会社においては、取締役は監査役全員で監査役会を組織しなければならない。3名以上、常勤の監査役が必要である。※監査役は単独で会社を代表する

(2) 会計監査人・・・大会社においては会計監査強化のため、会計監査人の監査も受けなければならない(商特2条)。会計監査人は公認会計士(または監査法人)から選任される(商特4条)。しかし会社の機関ではない。

①職務権限・・・決算(計算書類及び付属明細書)の監査(商特2条)

及びそれに必要な会計監査。

②責任・・・会社(任務懈怠責任：商特9条)に対する責任。または第三者に対する責任(監査報告書の虚偽記載：商特10条)。

ex.1) 従業員の不正経理を見抜けず(会社に対する責任)

2) 粉飾決算を見抜けず当該会社が倒産した(銀行)

ex.エンロン社→アンダーセン(新聞で資料を配る)

ワールドコム

【問題】 A会社は取締役会の決議により、明らかに過大な設備投資（新規出店）を行い、その後借金が返せず、倒産した（会社更生法）。A会社の監査役Bらは、会計監査は行ったが、業務の内容に関する監査のうち妥当性監査は行わなかった。Bらは倒産に関して監視義務違反を問われるか（日本だけでなく、アメリカでもエンロン社やワールドコム社などが、不正経理を行いました）。←その時間の最後に解答解説を行い、今日習ったポイントをどのように使うか検討する。

3、双方向の講義を目指して ～まとめにかえて

上記のように、全く我流ではあるが、ロー・スクール等の経験を生かして、何とか双方向の講義をしたいと思ひ、試行錯誤してたどり着いた現在までの結論が

上記のレジュメであり、回答である。もちろんこれで完成ではないし、絶えず改善を続ける必要がある。

また学生の中にも様々な学生がおり、全て同じ講義が希望とは限らない。しかし最低限度多くの学生のニーズに応え、方法及び方針を提示すれば、新潟大学の学生は半数以上はほとんど出席し、かつ最後まで話を聞いてくれる。また全てではないが、目があった学生に質問をすると、たいてい自分の意見を述べてくれる。このように、今回教育褒賞を頂けたのは、上記のような講義方法を理解して、指示してくれた学生諸君のおかげであると感謝の言葉を述べて、本稿の終わりとしたい。本稿が、個人的な感想となってしまう、全く学術論文とはかけ離れたものとなったことをお詫びしたい。